

事業主、事業主団体の皆様へ

働き方・休み方改善コンサルタント

を利用しませんか？

適切な労働時間で働き、適切な休暇を取得することは、社員の仕事に対する意識や、モチベーションを高めるとともに、業務効率、生産性の向上、職場への定着、優秀な人材の確保、ひいては企業の成長、発展につなげることができます。

岡山労働局では、働き方改革に関する相談や助言を行うため、専門的な知識や豊富な経験を有する社会保険労務士等から任用した「働き方・休み方改善コンサルタント」を配置しています。

※「働き方・休み方改善コンサルタント」のご利用は全て無料です。相談内容に関する秘密は守られます。

～企業が抱えるこのような悩みにコンサルタントが対応します！～

- 働き方改革を考えているが、そもそも何をすればいいのかわからない
- 残業時間を削減し、長時間労働を改善したい
- 優秀な人材を確保するためにも年次有給休暇をはじめ休暇制度を充実したい
- 労働時間や休日・休暇等の全般について、専門家に相談したい
- ワークライフバランス（仕事と生活の調和）ってどんなこと？
- 従業員の動機付けが難しい。良い研修はないの？
- 会合に併せて、研修会（ワークショップ）をしてほしい



「働き方・休み方改善コンサルタント」制度は、以下のような方法でご利用いただけます



1 コンサルティング（個別訪問によるアドバイス）

「働き方・休み方改善コンサルタント」が事業場にお伺いし、労働時間や休暇制度の状況を診断のうえ、アドバイスや改善に向けた具体的な提案や資料の提供を行います。

2 説明会への講師派遣

労働時間や休暇制度に関する説明会などに、「働き方・休み方改善コンサルタント」を講師として派遣します。

3 研修会（ワークショップ）の開催（団体の会合に併せてご利用ください）

長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得向上に成果を上げている事例などを教材として、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に関する研修会を開催します。



「働き方・休み方改善コンサルタント」の利用を希望される方は、裏面の利用申込書に必要事項をご記入の上、郵送またはメールにて、下記あて先までお申し込みください。

■ 問い合わせ・申込先 ■

岡山労働局 雇用環境・均等室 働き方・休み方改善コンサルタント

TEL 086-225-2017 E-mail kokin33hata@mhlw.go.jp

〒700-8611 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階